指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社半澤組

法人番号 : 6210001007389

業者の住所 : 福井県坂井市三国町三国東6-5-13

2 指名停止の期間 : 令和6年12月25日~令和7年1月24日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該業者が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に問われ、令和3年12月1日に福井簡易裁判所より同社代表者及び使用人が罰金刑の略式命令を受けていた事実が判明した。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1~14 省略	省略
又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当	当該認定をした日から 発生地区又は全地区を 対象として1か月以上 9か月以内
16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 0 4 5 - 2 2 2 - 9 0 4 1 (直通)